

## 第8期（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は、68,880円（基準月額5,740円）となります。

所得段階	所得段階の内容	保険料率	令和3年度～令和5年度 (2021年度) (2023年度)	
			月額	年額
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計が80万円以下の場合	※0.3	1,730円	20,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	R3年度 ※0.475	2,730円	32,760円
		※0.5	2,870円	34,440円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の場合	※0.7	4,020円	48,240円
第4段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の場合	0.875	5,030円	60,360円
第5段階	世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、上記以外の場合	1.0	5,740円	68,880円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の場合	1.1	6,320円	75,840円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合	1.25	7,180円	86,160円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合	1.5	8,610円	103,320円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の場合	1.6	9,190円	110,280円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.75	10,050円	120,600円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合	1.87	10,740円	128,880円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合	1.975	11,340円	136,080円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の場合	2.15	12,350円	148,200円
第14段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合	2.25	12,920円	155,040円

※公費による低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1段階は0.5が0.3に、第2段階は0.75が0.5に、第3段階は0.75が0.7に保険料率が軽減されています。  
 ※第2段階は、令和3年度のみ、経過措置として保険料率を0.5から0.475に軽減します。